

○中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約

昭和58年6月15日制定

最終改正 令和2年7月1日

(名称)

第1条 本会は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、公共工事に関する契約制度の運用の合理化を図るため、発注機関相互の連絡調整等を行うとともに、必要な調査研究等を行い、もって公共工事の適正な施行に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 公共工事の契約制度の運用に関し、会員相互の連絡調整等を行うこと。
- 二 公共工事の契約制度の運用等に関し、必要な調査研究を行うこと。
- 三 公共工事の契約制度の運用等に関し、地方公共工事契約業務連絡協議会等と連絡調整を行い、これらに対し助言等を行うこと。
- 四 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

(会員)

第4条 会員は、国土交通省大臣官房長及び次の各号に掲げる者（これに準ずる役職にある者を含む。）で幹事会の承認を受けたものとする。

- 一 公共工事の主要な発注者である国の機関の関係課長
- 二 公共工事の主要な発注者である特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第1項に規定する法人をいい、これに準ずるものを含む。次条第2項において同じ。）の関係部長

(特別会員)

第4条の2 会員相互の特に重要な事項について連絡調整等を行うため、特別会員を置く。

- 2 特別会員は、会員である国の機関の官房長等及び特殊法人等の関係理事等とする。
- 3 会長は、必要に応じて特別会員を招集することができる。

(役員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

会 長 1 名
副 会 長 若干名
幹 事 若干名

(役員を選任)

第6条 会長は、国土交通省大臣官房長をもって充てる。

- 2 幹事は、会員の互選により選任する。
- 3 副会長は、幹事の互選により選任する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会務を統轄する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ定めるところにより、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成して会務を執行する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続きその職務を行う。

(総会)

第9条 総会は、毎年度当初に開催するほか、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会)

第10条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(分科会)

第11条 本会は、特別の事項を調査審議するため、必要に応じて分科会を設けることができる。

- 2 分科会の運営の細則については幹事会で定める。

(事務局)

第12条 本会は、事務局を国土交通省大臣官房会計課内に置く。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 本規約は、昭和 58 年 6 月 15 日より施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期は、第 8 条の規定にかかわらず昭和 60 年 3 月 31 日までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第 14 条の規定にかかわらず昭和 58 年 6 月 15 日に始まり、昭和 59 年 3 月 31 日終了するものとする。

附 則（平成 3 年 5 月 15 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、平成 3 年度から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 17 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、採択の日から施行する。

附 則（平成 6 年 5 月 12 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、平成 6 年度から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 16 日採択）

平成 12 年度にあつては、第 13 条第 2 項及び同条第 3 項は、これを適用しないものとする。

附 則（平成 13 年 1 月 26 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、採択の日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 4 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、採択の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 1 日採択）

改正後の中央公共工事契約制度運用連絡協議会規約は、採択の日から施行する。